

「生徒指導体制の確立とその推進について」(第1分科会の研究主題)

研究テーマ 安心して心を落ち着ける居場所(サポートルーム)の運営

発表者 静岡市立大里西小学校 山下 仁 発表補助 戸田虎太郎

1 はじめに

令和5年10月4日(水),文部科学省は「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」を発表した。その調査結果に含まれている「小・中学校の長期欠席(不登校等)」において,全国的に不登校児童生徒数は増加傾向にあり,重要な教育課題のひとつとして考えられている。

静岡市も全国同様,増加傾向にあり,不登校児童生徒の増加を抑制すべく,次のような施策を講じているものの,十分な効果が出ていないのが現状である。【参考資料①】

〔市教育委員会が講じている施策〕 (令和5年度実績) 【参考資料②】

※静岡市立の学校数:小学校77校,中学校37校,小中学校6校 計120校

- ・登校状況調査(年3回実施)
- ・悩み事に関する調査(年3回実施)
- ・スクールカウンセラーの人的配置(配置校105校,要請校15校)
- ・教育相談員の人的配置(小学校16校,中学校35校) ※令和6年度は,小学校22校に配置
- ・訪問教育相談員の人的配置(12中学校区に配置)
- ・スクールソーシャルワーカーの人的配置(市内全12支部に13人を配置)

全国や静岡県,静岡市同様,本校も不登校児童数及び出現率は増加傾向にあり,喫緊の問題として,対応を求められている状況にある。

そこで,本校では令和4年度から,先に記載した教育相談員が静岡市教育委員会により配置されたことに伴い,学習に不安をもったり,対人関係を築くことが苦手だったりして,教室に入ることができない児童の校内での居場所をつくり,教育相談員の日常的な見守りや寄り添いを通じて,社会的自立に向けた支援を行うための部屋(サポートルーム)を開設した。

サポートルームの開設に伴い,不登校の未然防止及び学校生活復帰に向けた別室登校体制の確立・整備の強化を図るため,教育相談員が勤務する週3日の午前中以外の時間帯に,本校職員が常駐し,利用する児童の実情に応じて社会的自立に向けた支援を行うようにしている。

加えて,定期的に訪問するスクールカウンセラー(以下「SC」とする)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」とする)も訪問日にはサポートルームで生活する児童の様子を観察・声掛けしている。また,サポートルームでの様子を見たと,配慮を要する児童について話し合う「特別支援部会」等で共通理解をはかり,個々の児童の特性に応じた支援に役立てるようにしている。

以上のように,複数の教職員やSC,SSW等の専門家が連携・協力しながら,配慮を要する児童にとって「安心して心を落ち着ける居場所として機能するサポートルーム」の運営について取り組んできた実践内容と,成果及び課題を次のようにまとめた。

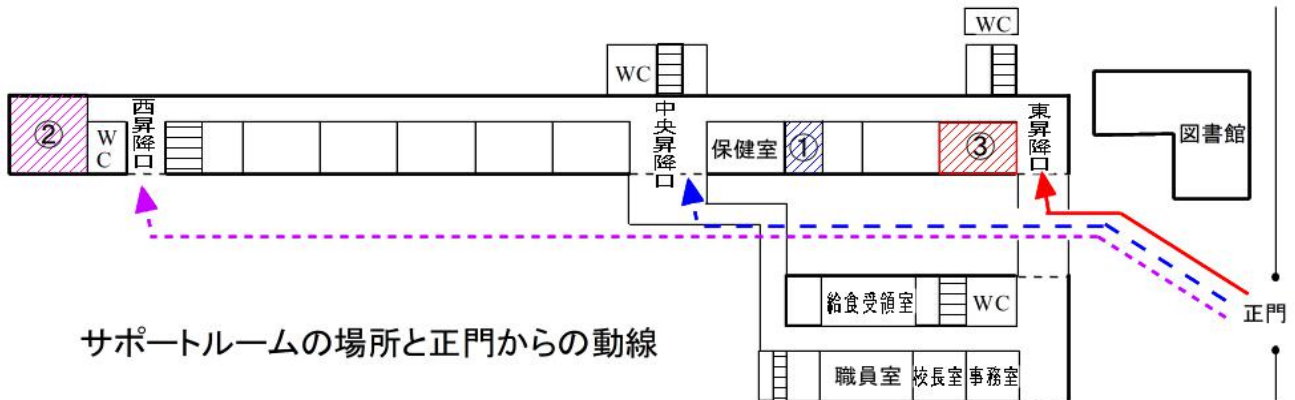
2 サポートルームの運営について

(1) サポートルーム設置の目的

本校では、不登校傾向、登校渋り傾向にある児童の実態に合わせて、サポートルームの目的を次の三つとした。

- ・登校を渋ったり集団になじめなかったりして、自分の教室に入りづらい児童が、学校とのつながりを途切らせないように、継続的に利用できる居場所。
 - ・学校に登校はできるが、自分の教室には入ることができない時や、少し気持ちを落ち着かせたい時の一時的な居場所。
 - ・自分の教室に入りづらい児童が、落ち着いた空間の中で、自分の課題を自分に合ったペースで学習・生活ができる環境。(「COCOLOプラン」より)
- (・登校を渋る児童が継続的に利用できる居場所を整備することにより、学校をはじめとする社会とのつながりをもつことができ、社会的自立に向けた支援を充実させていくことができる。)

登校しても自分の教室になかなか入ることができない児童が、サポートルームを学校での自分の居場所として考えられるように、安定した運営と環境を整えることが必要であると考へた。令和4年当初は、保健室の隣の普通教室を半分に仕切った部屋(図の①)をサポートルームにした。しかし、来室児童によって対応が難しくなったり、来室人数が多い時期もあったりしてより広いスペースが必要になったため、校舎の端の広い空き教室(図の②)に移転した。週3日は、教育相談員が常駐し、教育相談員の不勤日や、退勤後(給食から下校まで)は、級外職員が交代で見守りを担当した。



サポートルームの場所と正門からの動線



令和5年度は、いつでも児童を受け入れ、来室児童のサポートができるように、教職員とのつながりを体制として整えること、来室児童の生活を充実させるために、サポートルームの環境を整備することを重点に、サポートルームの運営に取り組んだ。サポートルームは、北校舎の一階の東の端の正門からいちばん近い教室(図の③)に移転し、それによって、登校した児童が入室しやすい動線と、適度な広さを確保できた。

(2) 組織的な学校体制の構築をするための手立て(方策)

・教職員への周知と見守りの担当

4月の職員会議でサポートルームの目的、運営について紹介し、全職員に周知を図った。

教育相談員の勤務日はサポートルームに常駐し、教育相談員の不在時間と不勤日には、専科教員の配置により被出張時間が他学年より多い5～6年の担任(被出張時間の内1～2時間)と級外職員を配置した。(教員の配置時間:水・木曜日と、月・火・金曜日の昼食・清掃・昼休み・午後の授業・帰りまで。)

これによって、サポートルームの児童が、担任以外にも、多くの先生方とふれ合う機会をもつことができた。

※ 表の網掛けの部分が教育相談員が常駐している時間。空白の枠は、教員が交代で配置。

R5年度					
時間	月	火	水	木	金
0					
1					
2					
3					
4					
給食 清掃 昼休					
5					
6					

①養護教諭

児童の出欠の情報が保健室に入るため、サポートルームに登校する児童の出欠の確認を養護教諭が保健室にて行う。また、教室に入れない児童が一時的に滞在する場所として、サポートルームだけでなく、保健室を利用する場合もある。その児童は、そのまま教室復帰することもあるが、サポートルームに居場所を移すこともある。

②特別支援部会（校長,教頭,生徒指導主任,特別支援 Co,特別支援学級主任,養護教諭）

定期的に行う「特別支援部会」で情報を共有している。

サポートルーム利用者のうち,特別な支援が必要な児童には,(保護者に)SCを紹介したり,通級指導教室,子ども若者相談センターなど外部機関につないだりした。

③教育相談員

学級担任,特別支援コーディネーター,生徒指導主任と連携し,支援の考え方を共有する。保護者や児童と相談をしたときは,その内容を管理職,担任,特別支援部会員等関係職員に伝える。

④SC,SSW との連携

相談室に来室する児童の保護者が,SCとの相談を希望することもある。SCやSSWが計画的にサポートルームを訪問し,児童の様子を見る。

⑤情報を共有するために（生徒指導主任の役割）

生徒指導主任が、常駐している教育相談員から情報を得る。特別支援部会でサポートルームの児童の様子や使用状況、様子を話題として取り上げる。(共有する。)

(3)サポートルームでの生活を充実させていくために

自分の教室に入りづらい児童が,落ち着いた空間の中で,自分の課題を自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を整えていく必要がある。サポートルーム立ち上げ時に課題となった「サポートルームで児童が取り組む内容」については,次のように「サポートルームを利用するにあたっての約束」を決め,担任が利用児童と関わりがもてるようにした。

サポートルームを利用するにあたっての約束

- ・担任の先生に言ってから来る。(児童の所在が常に明らかになるようにする。)
- ・何かできるものを持って来る。または、取り組むことを担任と相談し、サポートルーム担当に伝える。(その時点で、取り組みたいと思うもの「ドリル」「漢字ノート」「PC」などを用意し、一人でも取り組めるようにする。)

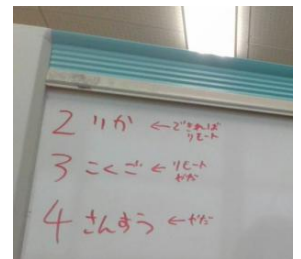
一日の生活に見通しをもつ

登校してから下校するまでの1日をどう過ごすか、生活に見通しをもつことが必要である。サポートルームの一日の動きは、次のようになっている。

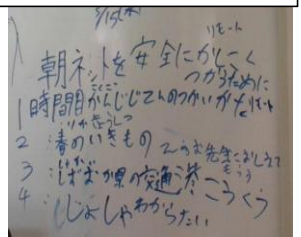
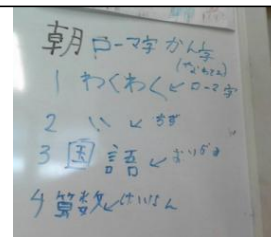
サポートルームの1日の動き(利用児童・担当者)

出欠確認	・0時間目の見守り担当は、児童がサポートルームに来ていない場合、保健室に確認する。 ・時間ごとの見守り担当が、その時間に誰(児童)が利用しているのか記録する。
児童の心理状態の確認	・朝の時間の見守り担当が確認する。
1日のスケジュールの確認	・児童が、担任やPCなどで確認する。ホワイトボードに予定を書く。 ・サポートルームではなく他の場所で授業を受けるときはそれも記入する。
給食の準備片付けの見届け	・片付けの際、食器は、児童が直接給食配膳室に返しに行く。
サポートルームの清掃	・清掃の時間に、児童が自分たちにできる掃除をする。
その他	・児童が学級の授業や学年・全校の活動などに参加するときの見届けを行う。 児童が安心して過ごせるように支援や見守りを行う。

サポートルームでの「1日のスケジュール」は、児童によって取り組む課題や児童の学級の時間割などによって変わってくるため、サポートルーム担当者が、個別に、「1日のスケジュールの確認」を行った後、個々がホワイトボードに書き込むようにした。(部屋を仕切っているパーテーションの側面が、ホワイトボードになっている。)



1日のスケジュール：活動の内容や参加の仕方を書き込んでいる

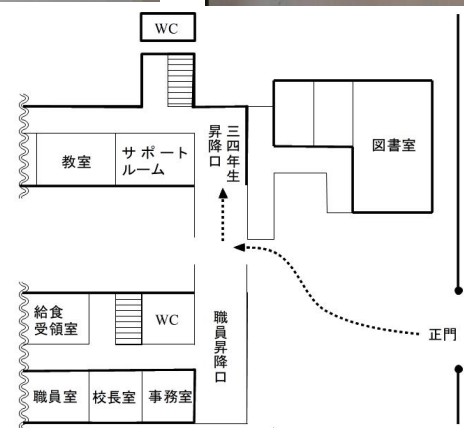


サポートルームの環境・備品について(備品・室内の整備)

児童が学習などに向かいやすく、居心地が良い落ち着いた空間を作るための備品を整備して、過ごしやすい環境を作った。

・サポートルームの設置場所

現在のサポートルームは、正門から一番近い普通教室に設置した。靴箱の隣ということもあり、通常の登校時間より遅れて登校しても、目立たずに他の児童に会わずにすぐに入室することができるようになった。



正門からサポートルームへの動線

・落ちついた環境で、自分の課題を進めることができるようにするために
必要に応じてパーティションで区切って、自分の場所を確保することができるようにしている。これによって、自分のペースで課題を進めたり、テスト等を受けたりすることができるようにした。

また、自分のPCを持って来れば、オンラインで授業を受けることもできるようにした。



・気軽に短時間で遊べるもの

カードゲーム、知恵の輪、ブロック、紙粘土、折り紙などをおいている。

気軽に手にとったり、サポートルーム内で友だちと遊んだりすることによって交流したり気持ちを落ち着けたりするのに役立っている。



3 サポートルーム指導の成果と課題

令和5年度は、30人の児童がサポートルームを利用した。うち、21名(指標1～2)が一時的な利用だったため、サポートルームを利用した後、教室復帰できた。(指標0)

その他にも、教室復帰まではいなくても、指標10からサポート

ルームへの登校(指標7～8)ができるようになった児童や、ふだんはサポートルームで過ごしながらか、好きな授業やクラブ活動に参加できる児童(指標6)も出てきた。

サポートルーム利用児童の指標			静岡市教育委員会作成		本校 R5年度の成果	
種別	状態	サポートルーム利用状況	初期	年度終		
0	教室で通常生活	0 利用なし	0	21		
2	一時的な利用	1 相談での利用	1	0		
		2 1～2時間過ごした後、教室復帰	21	1		
		3 半日～1日過ごした後教室復帰	0	0		
		4 2～3日程度過ごした後、教室復帰	0	0		
3	教室との行き来 (教室等で過ごせる時間)	5 給食や帰りの会など短時間であれば、教室で過ごすことができる。	1	0		
		6 好きな授業や学校行事であれば、教室で過ごすことができる。	0	1		
		7 ほぼ毎日サポートルームに登校することができる。	2	3		
4	サポートルームでの生活や学習 (教室との行き来なし)	8 週に1～2日サポートルームに登校することができる。	1	1		
		9 時々サポートルームに登校することができる。	1	1		
5	不登校	10 サポートルームにも登校できない。	3	2		

また、令和5年度は、毎日サポートルームに登校し、ほぼ1日サポートルームで過ごした児童(指標7)が4人いた。4人とも、自分で取り組む内容を決め、学習道具を持ってきたり、担任と相談して取り組む内容を決め、進んで取り組んだりする様子が見られた。一日中サポートルームで学習するのではなく、自分の学級で生活したり学習したりできるようにするために、児童の様子を踏まえて、教室復帰の働きかけをしてきた。

Aさん(高学年)の場合：前年から継続してサポートルームに登校。(指標7→指標7)

○登校

- ・8:20頃登校。母親と一緒に登校(学期末に自力登校にチャレンジした。)

○朝の活動

- ・時間割をホワイトボードに書いてから教室に行き、担任と話をする。
- ・その日の予定(一日の時間割)
- ・その中で教室で受ける授業,オンラインで参加する授業を話す。
(1日,1時間以上教室で授業に参加することを目標にしている。)
- ・いつ帰るのか確認する。(午前中か,5時間目まで勉強してからか…)
(他の児童が帰るときよりも早い時間の時は,母親が迎えに来ることになっている)

○給食

- ・自分で教室に取りに行くことができるようになった。
- ・給食を取りに行ったとき,その日に配付された手紙やプリントなどを自分の机から持ってくる。

○昼休み

- ・サポートルーム内の他の児童と遊ぶ。(カードゲームやおセロなど)

○下校

- ・帰りの会が終わった時間にサポートルームから直接帰る。

※今年度もサポートルームに通っている。(指標7)

Bさん(中学年)の場合：5月からサポートルームに登校。(指標10→指標6)

○朝の活動

- ・朝,担任が時間割メモやプリント(テストなど)を届ける。
その時間割に従って1日をサポートルームで過ごす。(オンライン参加・プリント…)
(体育は,参加。クラブ活動も参加できるようになった。)

○給食

- ・自分で教室に取りに行き,サポートルームで食べている。
(はじめは,担任や友だちに給食を運んでもらっていたが,自分で取りに行くことができるようになった。)

※今年度は初日から教室復帰している。(指標0)

Cさん(中学年女児)の場合：9月からサポートルームに登校。(指標10→指標7)

○登校

- ・8:10頃 サポートルームに登校(登校時のみ母親と一緒に登校途中から一人で登校)

○朝の活動

- ・担任が来室し,一日の予定を確認する。

○給食

- ・学級の友だちと顔を合わせるのが苦痛なため,給食前に早退していた。
- ・そのため,給食をやめて弁当持ちにしたことで,午後までサポートルームにいられるようになった。
- ・前年度最後の給食の日に,給食を食べることに挑戦した。給食は,教室から教員が運んだが,片付けは,サポートルームの他の児童と一緒に給食受領室に返しに行くことができた。

※今年度は4月から教室復帰している。コミュニケーションが主な活動となる授業や,食事の時間はサポートルームを使用している。サポートルームにいるときは,上級生らしく,下級生のお世話をすることもある。(指標5~6)

Dさん(低学年男児)の場合：6月頃からサポートルームに登校。(指標2→指標7)

○登校

- ・8:10頃,母親と一緒に登校

○朝の活動

- ・あらかじめ担任と確認している課題に取り組んでいる。

○給食

- ・人前で食べることができないので,比較的口に入れやすい,チューブ式のゼリーやナッツを持参,サポートルームの他の児童が給食を食べる時間に合わせて食べている。

○下校

- ・保護者が放課後デイサービスが迎えに来る。

※児童の適応の状況から,就学支援委員会,保護者の判断により,支援学校へ転籍した。

[その他成果]

- ・登校しても教室には入れない児童にとって,サポートルームが,学校での自分の居場所となってきた。
- ・不登校傾向の児童や登校を渋っている児童に,サポートルームのことを紹介し,登校を促すことができた。(学校に来られなかった児童がサポートルームだったら登校できるようになってきた。)
- ・サポートルームを日常的に使用している児童は,計画を見通して1日を過ごすことができるようになった。
- ・登校を渋りながら保護者に連れられてきた児童が,サポートルームで興奮を鎮めてから教室に行ったことを思い出し,時々サポートルームを利用してから教室に向かっている。



運動会のスローガンのうちの2文字
当日は,他の文字と一緒に,校舎の窓に掲げられた。

- ・対象児童の担任だけでなく、複数の教員が見守りなどで関わることで、大勢の教員がサポートルームを利用する児童の様子を知る機会となった。
(児童にとっては多くの人とふれあう機会になった。)
- ・見守りを担当した教員や対象児童の担任が、その日の児童の様子について、会話により、対象児童の情報共有をするようになった。
- ・サポートルームが主な居場所になった児童同士が、一緒にカードゲームを楽しんだり、共同で粘土や折り紙の作品を作り上げたりするようになり、サポートルーム内で児童同士のつながりができたり、上の学年の児童が下級生のお世話をする場面も見られたりするようになった。
- ・サポートルームに登校することで充実感を抱き、学校に居場所があると感じることができるようになった。



紙粘土や折り紙の作品

「キャラクター」「歯医者さん」「お寿司屋さん」など、遊びながらテーマが決まっていく



[課題]

- ・今後利用する児童が増えた場合に、さらに広い場所が必要になったり、対応する教員を増やしたりする必要がある。反対に部屋の規模や対応する教員の数の限界から、受け入れ児童の制限が必要になってくる可能性もある。
- ・個への対応から考えると、その児童に関係する担任、対応する係など限られた教員が関わると良いが、そこまでの教員が確保できない。
- ・サポートルームが、社会的自立を目指す児童にとって、どのような場所がよいのか、物質的な環境面、学習や活動の内容面など、検討していく必要がある。
- ・教室復帰後、継続して教室での生活が続けられるように、日常的に温かく迎え入れる学級作り、集団づくりなど準備をしていくことが必要。

4 まとめ

登校渋りにより、教室に入りにくい児童の安心できる居場所としてのサポートルームを目指してきた。居場所と考えるのであれば、それぞれの児童の好きな空間(落ち着ける場所)を目指していく必要がある。

しかし、サポートルームを利用する児童の中には、クールダウンのため一時的に入室する児童もいれば、教室に戻れるまでの長期間、または一年間ずっとサポートルームへの登校になっている児童もいる。教室復帰など、次のステップに進んでいくことを促していくことは必要だが、個の状況によって、対応の仕方や適した環境は変わってくる。

まずは、家に籠もるのではなく、登校を続けることで、社会的自立につながる存在としてサポートルームを考え、「安心して心を落ち着けることができる居場所作り」の工夫を今後も図っていきたい。

不登校児童生徒の出現率 過去5年間の経年比較 (1,000人当たりの不登校児童生徒数)

小・中学校

小中学校	H30	R元	R2	R3	R4
全国	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7
静岡県	19.9	22.2	22.9	29.2	34.7
静岡市	22.6	25.0	24.4	29.8	36.1

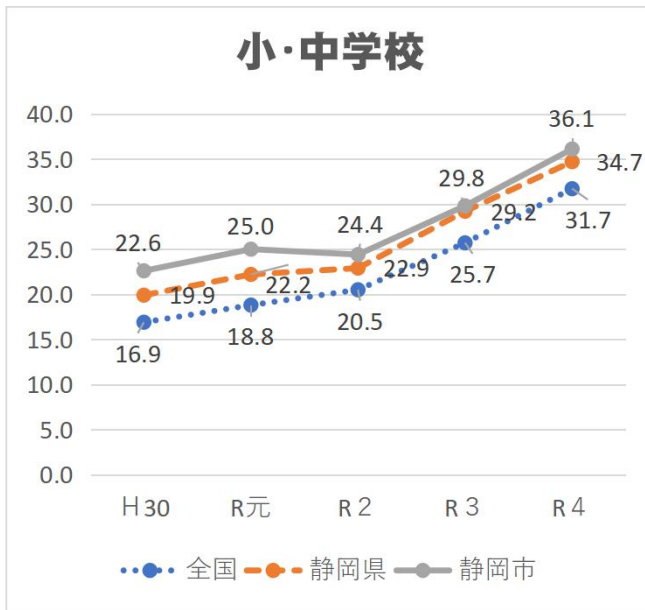
小学校

小学校	H30	R1	R2	R3	R4
全国	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
静岡県	8.9	10.5	11.1	14.5	18.5
静岡市	9.0	11.3	11.2	12.6	17.1
本校	9.0	9.2	16.3	20.1	20.4

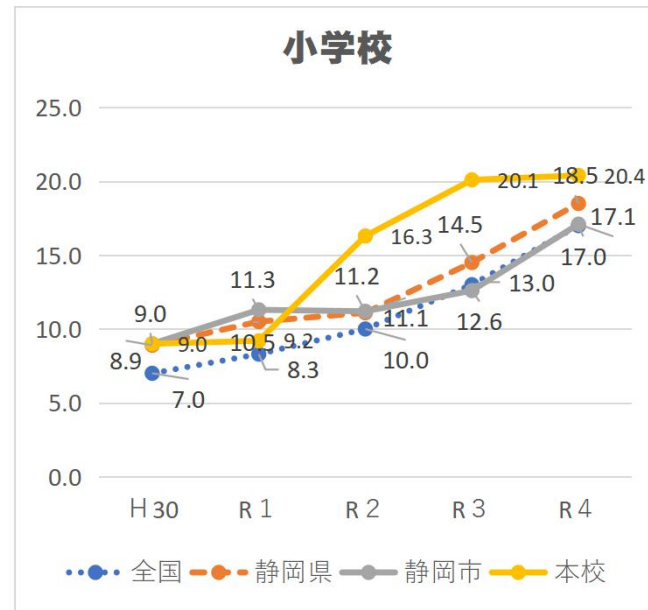
中学校

中学校	H30	R1	R2	R3	R4
全国	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
静岡県	41.3	45.0	45.5	56.6	64.8
静岡市	52.4	54.8	53.1	66.1	75.8

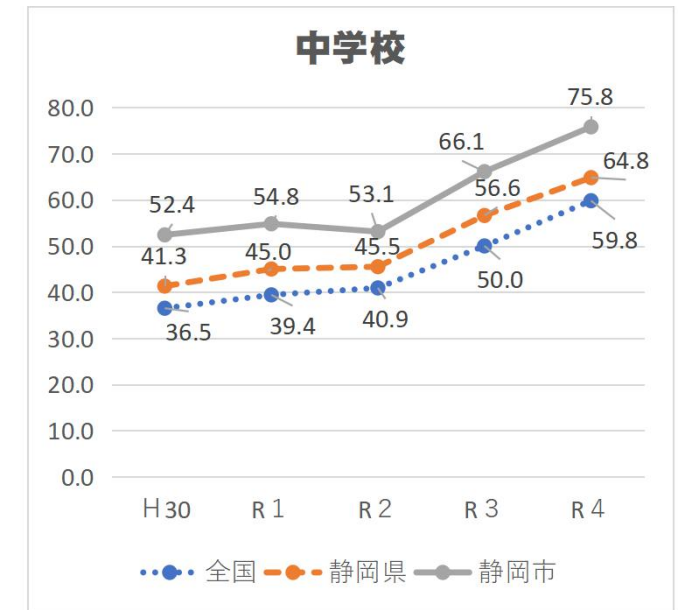
小・中学校



小学校



中学校



静岡市の不登校の現状と対策

1 静岡市における過去6年間の不登校の状況

年度	H29	H30	R01	R02	R03	R04
小学校	253	294	364	353	392	522
中学校	714	790	813	774	971	1104
	967	1084	1177	1127	1363	1626

【考 察】コロナによる三密回避により、対話活動に制限が加わり、関係が希薄化したマスクの着用によるコミュニケーション能力育成の難しさ（発信力と受信力）無気力・不安の背景にあるものへの分析・対応が必要

2 実態把握をするための市内各校を対象とした調査

(1) 不登校調査

- ア 実施回数 年3回
- イ 実施時期 夏休み前 前期末 年度末

(2) 悩み事に関する調査

- ア 実施回数 年3回
- イ 実施時期 第1回（5月） 第2回（10月） 第3回（2月）

3 不登校対策の人的配置

(1) スクールカウンセラー

① 配置目的

- ・ いじめや不登校、問題行動等の背景にある児童・生徒の心の問題に対応する。
- ・ 学校における計画的・組織的な対応の向上を目指す

② 資格

- (1) 公認心理師
- (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は常勤の講師の職にある者

また、次に掲げる資格を有する者をスクールカウンセラーに準ずる者としている。

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 など

③ 配置時間、各配置校（105校）及び要請校（15校）

(2) 教育相談員

① 配置目的

- ・ 教室に入れない児童生徒の校内での居場所をつくり、教育相談員の日常的な見守りや寄り添いを通じて、社会的自立に向けた支援を行う。
- ・ 不登校の未然防止及び学校生活復帰に向けた別室登校体制の確立・整備を行う。

② 任用資格

- ・ 児童・生徒等を対象とする相談業務経験者または本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者。

③ 配置校数

小学校 22校

実績…R03：6校、R04：10校、R05：16校、R06：22校

中学校 35校（未配置8校：大河内、梅ヶ島、玉川、井川、藁科、大川、小島、由比）

④ 配置基準

中学校…生徒数、過去3年間の不登校数及び別室登校の平均生徒数を参考に傾斜配置

【配置時間】1日5h×週1～4日×35週

小学校…過去3年間の別室利用児童数と学校別児童数を参考に配置すべき学校数を算定

【配置時間】1日5h×週3日×35週

名称を「サポートルーム」とする

(3) 訪問教育相談員

① 配置目的

- ・ 学校にいけない児童生徒へ積極的にアプローチするために、訪問教育相談員を配置。
- ・ アウトリーチ型支援（不登校児童生徒の家庭への訪問及び面談）を通して、不登校児童生徒の問題改善を図る。

目的① 児童生徒や保護者の孤立感を解消

目的② 適応指導教室やフリースクールなどのサポート資源につなぐ

② 任用数 12名（全て教員免許を有した者）

③ 配置基準 市内中学校で、不登校発現率が高く、（1・2年生で）欠席日数が年間90日以上の不登校生徒数（重篤な不登校生徒数）が多い学校

④ 配置経過

- ・ R元年度（3校）、R2年度（6校）、R3年度（12校）、R4年度以降（12校）

(4) スクールソーシャルワーカー活用事業

① 配置目的 社会福祉等の専門性を有するSSWRを派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、

1. 問題を抱える児童生徒に支援を行う。
2. 学校の問題解決力向上を図る。

② 任用数 13名（社会福祉士11名、精神保健福祉士2名）

③ 事業形態

- ・ 拠点校方式（市内を12支部に分け、各支部に拠点校を決め、それ以外の学校を派遣校として随時巡回する方式）
- ・ 拠点校の勤務は年間76時間（週2h×35週+6h（就学時健診・入学説明会））
- ・ 各支部に割り当てられた派遣校時間数は、各支部で違う（学校数や学校規模の違いから）

⑤ 拠点校数 葵区（5校）、駿河区（3校）、清水区（4校）

⑥ 雇用資格

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有し、福祉若しくは医療の関係施設又は、福祉に関係する行政機関において1年以上相談又は支援の業務に携わった経験を有する者等を面接により採用